

伊 勢 市 公 報

第 252 号
平成 28 年 5 月 6 日
金 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	5
○ 伊勢市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則	7
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	12
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	14
○ 平成 27 年度一般廃棄物処理実施計画の策定について	15
○ 伊勢市小俣総合体育館等の使用料等の収納の事務の委託について	16
○ 保育所保育料の収納の事務の委託について	17
○ 確認を行った特定教育・保育施設について	19
○ 地方税法又は伊勢市市税条例に基づく申告等に関する期限の延長について	20
○ 平成 28 年 3 月末財政状況の公表について	21
○ 伊勢市労働福祉会館の使用料の収納の事務の委託について	27
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	28
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	29
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	30
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	31
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	32
○ 地縁団体の認可について	33
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	35
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	36
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて	37
公 告	
○ 犬の抑留について	38
○ 農用地利用集積計画について	39
上下水道事業公告	
○ 公共下水道事業受益者負担金の平成 28 年度賦課対象区域について	40

伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 4 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第47号

伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成18年伊勢市規則第15号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

複合型サービス		
---------	--	--

--	--

を
」

看護小規模多機能型居宅介護		
地域密着型通所介護		

に改める。

」

様式第2号中

サービスの種類	
---------	--

--

を

」

サービスの種類	
---------	--

<input type="checkbox"/> 介護予防事業を含む。

に、

」

15	併設施設の状況等
----	----------

<div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 30px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 30px;"></div>	を	15	併設
		16	介護
		17	その

施設の状況等	
支援専門員の氏名及びその登録番号	
他	

に改め、同様式備考2の次に次のように加える。

- 3 サービスの種類について、介護予防事業も一体的に変更する場合は、□にレ点を付けてください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 4 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第48号

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年伊勢市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第12号中「小学校第三学年修了前の子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）」を「小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）又は小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の第1学年から第3学年までに在学する子（以下この号において「小学校第3学年修了前の子」という。）」に、「小学校第三学年修了前の子が」を「小学校第3学年修了前の子が」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 4 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 49 号

伊勢市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

伊勢市児童手当事務取扱規則（平成 26 年伊勢市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改める。

第 9 条中「受けた場合においては、当該届書の記載事項等により」を「受けた場合においては」に改める。

第 11 条中「第 14 条第 1 項又は第 2 項」を「第 11 条第 1 項又は第 2 項」に改める。

第 15 条第 1 項中「第 22 条の 2」を「第 20 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 22 条の 3」を「第 21 条又は第 22 条」に改める。

第 16 条第 1 項中「第 22 条の 3」を「第 21 条第 1 項又は第 2 項」に改め、同条第 2 項中「第 22 条の 2」を「第 20 条第 1 項」に改める。

第 17 条第 2 項中「児童手当（特例給付）支払通知書」を「児童手当・特例給付支払通知書」に改める。

様式第 9 号中「第 22 条の 2 第 1 項」を「第 20 条第 1 項」に改める。

様式第 10 号中 「第 22 条の 3 第 1 項」を「第 21 条 第 1 項」に改める。
第 2 項」 第 2 項」

様式第 11 号及び様式第 12 号を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



児童手当・特例給付 支払通知書

児童手当

の支払については、下記のとおりあなたの預貯金等の口座に振込みの手続を行いますので

特例給付

通知します。支払予定日等は下記のとおりですが、支給額等に変更があった場合は改めて通知します。

記

(年 10 月定期支払：支払予定日 年 月 日)

支払の内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

(年 2 月定期支払：支払予定日 年 月 日)

支払の内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

(年 6 月定期支払：支払予定日 年 月 日)

支払の内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

なお、児童手当法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉法第 56 条第 3 項若しくは子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第 56 条第 8 項若しくは第 9 項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



児童手当支払通知書（施設等受給者用）

児童手当の支払については、下記のとおり預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

記

児童の氏名	生年月日	支払の内容	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円

合計 _____ 円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の伊勢市児童手
当事務取扱規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを
取り繕って使用することができる。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 50 号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則（平成 18 年伊勢市規則第 64 号）の一部を次のように改める。

本則の表常時介護を要する状態の項中「10 万 4,570 円」を「10 万 4,950 円」に、「5 万 6,790 円」を「5 万 7,030 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「5 万 2,290 円」を「5 万 2,480 円」に、「2 万 8,400 円」を「2 万 8,520 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

伊勢市告示第 54 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
今一色区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

平成 28 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 松 本 隆 文

伊勢市二見町西 1004 番地 82

変更後 米 山 光 一 郎

伊勢市二見町今一色 176 番地 19

伊勢市告示第 55 号

平成 28 年度一般廃棄物処理実施計画を策定しましたので、伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 129 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 28 年 4 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部清掃課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市告示第 56 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市小俣総合体育館等の使用料等の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 28 年 4 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した者

三重県伊勢市神久 4 丁目 2 番 1 号

株式会社 ユニオンサービス

代表取締役 平賀 竹子

2 使用料等の収納の事務を委託した施設

(1) 伊勢市小俣総合体育館

(2) 伊勢市大仏山公園スポーツセンター

(3) 伊勢市小俣児童体育館

(4) 伊勢市立小俣中学校（体育館、運動場及びテニスコート）

(5) 伊勢市立小俣小学校（体育館及び運動場）

(6) 伊勢市立明野小学校（体育館及び運動場）

3 委託期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 57 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）附則第 6 条第 5 項の規定に基づき、伊勢市保育所保育料の収納の事務を次のとおり委託したので、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）附則第 8 条第 1 項の規定により告示します。

平成 28 年 4 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した者

所在地	名 称
伊勢市大湊町 1080 番地 1	大湊保育園
伊勢市一色町 1316 番地	一色保育園
伊勢市村松町 143 番地 1	村松保育園
伊勢市船江 3 丁目 11 番 43 号	船江保育園
伊勢市常磐町 74 番地 5	たけのこ保育園
伊勢市岡本 1 丁目 2 番 33 号	マリア保育園
伊勢市東大淀町 2 番地 12	東大淀保育園
伊勢市磯町 1736 番地	豊浜西保育所
伊勢市矢持町 426 番地	みどり保育園
伊勢市有滝町 2102 番地 55	有滝保育園
伊勢市中須町 416 番地 43	中須保育園
伊勢市佐八町 728 番地 2	佐八保育園

伊勢市旭町 348 番地	みややま保育園
伊勢市勢田町 642 番地 3	なかよし保育所
伊勢市小俣町元町 569 番地	えがお保育園
伊勢市小俣町新村 558 番地 20	あけの保育園

2 委託期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 58 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に規定する施設型給付費の支給に係る特定教育・保育施設として確認したので、同法第 41 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 28 年 4 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 確認の年月日

平成 28 年 2 月 22 日

2 確認を行った特定教育・保育施設一覧

	設置者の名称	施設の名称	施設の所在地	施設の種類
1	学校法人 中島学園	中島幼稚園	伊勢市中島 2 丁目 13 番 4 号	幼稚園
2	学校法人 有緝学園	有緝幼稚園	伊勢市船江 2 丁目 2 番 29 号	幼稚園

伊勢市告示第 59 号

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号。以下「条例」という。）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事業所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成 28 年 4 月 14 日以降に到来するものについては、その期限を延長します。

平成 28 年 4 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 期限を延長する地域

熊本県

2 延長後の期限

別途告示で定める期日

3 期限を延長する理由

平成 28 年熊本地震の発生により被災した可能性があるため。

伊勢市財政状況公表条例（平成17年伊勢市条例第48号）の規定により、平成28年3月末における本市の財政状況を、次のとおり公表します。
平成28年4月28日

伊勢市長 鈴木 健一

伊 勢 市 の 財 政

1 3月末における人口、世帯数、面積の状況

人 口	129,353 人	(平成27年度現計予算 1人当たり)	406,360 円)
世 帯 数	54,554 世帯	(平成27年度現計予算 1世帯当たり)	963,521 円)
面 積	208.35 k m ²		

2 平成27年度一般会計予算の状況

(単位 千円)

歳 入					歳 出				
項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)／(A) %
市 税	16,600,000	31.6	16,417,708	98.9	議 会 費	385,304	0.7	380,831	98.8
地 方 譲 与 税	315,001	0.6	358,187	113.7	総 務 費	5,023,019	9.6	3,827,373	76.2
利 子 割 交 付 金	33,000	0.1	33,930	102.8	民 生 費	17,681,695	33.6	16,371,117	92.6
配 当 割 交 付 金	80,000	0.2	115,466	144.3	衛 生 費	4,784,153	9.1	4,397,202	91.9
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	150,000	0.3	104,958	70.0	労 働 費	62,032	0.1	50,219	81.0
地 方 消 費 税 交 付 金	2,200,000	4.2	2,402,030	109.2	農 林 水 産 業 費	963,542	1.8	657,505	68.2
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	14,000	0.0	16,938	121.0	商 工 費	263,594	0.5	223,036	84.6
自 動 車 取 得 税 交 付 金	68,001	0.1	86,378	127.0	観 光 費	596,724	1.1	480,461	80.5
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	73,933	0.1	73,933	100.0	土 木 費	5,596,416	10.7	4,413,015	78.9
地 方 特 例 交 付 金	69,152	0.1	69,152	100.0	消 防 費	5,961,135	11.3	4,287,498	71.9
地 方 交 付 税	10,465,881	19.9	10,883,988	104.0	教 育 費	5,711,495	10.9	4,321,396	75.7
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	18,000	0.0	18,802	104.5	災 害 復 旧 費	81,426	0.2	19,173	23.5
分 担 金 及 び 負 担 金	1,004,729	1.9	992,587	98.8	公 債 費	5,391,833	10.3	5,391,717	100.0
使 用 料 及 び 手 数 料	384,827	0.7	382,740	99.5	諸 支 出 金	2	0.0	0	0.0
国 庫 支 出 金	7,489,211	14.3	6,445,079	86.1	予 備 費	61,554	0.1	0	0.0
県 支 出 金	2,971,145	5.7	2,616,874	88.1					
財 産 収 入	123,191	0.2	125,495	101.9					
寄 附 金	55,050	0.1	61,345	111.4					
繰 入 金	219,544	0.4	15,460	7.0					
繰 越 金	1,236,176	2.4	1,236,176	100.0					
諸 収 入	1,020,783	1.9	903,681	88.5					
市 債	7,972,300	15.2	182,700	2.3					
合 計	52,563,924	100.0	43,543,607	82.8	合 計	52,563,924	100.0	44,820,543	85.3

※歳入の県支出金については、繰越明許費繰越財源を、国庫支出金、繰越金及び市債については、繰越明許費繰越財源及び継続費通次繰越財源を含みます。また、歳出の総務費、民生費、衛生費、農林水産業費及び土木費については繰越明許費繰越額を、消防費及び教育費については繰越明許費繰越額及び継続費通次繰越額を含みます。

○ 市税の状況

(単位 千円)

項目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	備考
市民税	7,328,180	44.1	7,091,474	96.8	
固定資産税	6,750,407	40.7	6,833,208	101.2	
軽自動車税	286,000	1.7	292,632	102.3	
市たばこ税	804,412	4.9	751,667	93.4	
特別土地保有税	1	0.0	0	0.0	
入湯税	20,000	0.1	22,270	111.4	
都市計画税	1,411,000	8.5	1,426,457	101.1	
合計	16,600,000	100.0	16,417,708	98.9	

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

項目	予算現額	構成割合 %	備考
消費的経費	30,103,361	57.3	
人件費	7,954,200	15.1	
物件費	8,261,257	15.7	※
維持補修費	413,696	0.8	※
扶助費	9,911,963	18.9	※
補助費等	3,562,245	6.8	※
投資的経費	9,407,409	17.9	
普通建設事業	9,333,019	17.8	※
災害復旧事業	74,390	0.1	
失業対策事業	0	0.0	
その他の経費	13,053,154	24.8	
貸付金	7,476	0.0	
公債費	5,391,833	10.3	
投資及び 出資金	125,900	0.2	
積立金	140,800	0.3	
繰出金	7,325,591	13.9	
予備費	61,554	0.1	
合計	52,563,924	100.0	

※繰越明許費繰越額及び継続費通次繰越額を含みます。

3 平成27年度特別会計予算執行状況

(単位 千円)

会 計 別	予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額	備 考
国民健康保険特別会計	15,661,320	13,849,551	14,442,143	
後期高齢者医療特別会計	2,828,497	2,808,448	2,612,501	
介護保険特別会計	12,438,816	11,639,169	11,227,582	
住宅新築資金等貸付事業 特 別 会 計	14,046	14,654	13,829	
観光交通対策特別会計	718,117	761,408	565,217	
土地取得特別会計	566,510	407,034	395,625	
合 計	32,227,306	29,480,264	29,256,897	

4 市債の状況

(単位 千円)

目 的 別		借 入 先 別		
一 般 会 計 債	44,772,485	政府資金	財 務 省	19,321,995
総 務 債	1,310,733		(旧)日本 郵政公社	2,113,175
民 生 債	761,843	地方公共団体金融機構		11,359,249
衛 生 債	1,354,956	三 重 県		69,922
労 働 債	28,453	共 済 組 合 等		1,979,724
農 林 水 産 業 債	3,002,883	銀 行 等		9,940,956
商 工 債	94,622			
観 光 債	45,875			
土 木 債	9,873,432			
公 営 住 宅 債	540,810			
消 防 債	1,700,394			
教 育 債	4,308,911			
災 害 復 旧 債	36,944			
減 税 補 て ん 債	914,260			
臨 時 税 収 補 て ん 債	124,811			
臨 時 財 政 対 策 債	20,673,558			
特 別 会 計 債	12,536			
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 債	12,536			
合 計	44,785,021	合 計		44,785,021

5 一時借入金の状況

区 分	借入金残金	借入先	備 考
——	——	——	

6 市有財産の状況

区 分		現 在 高	備 考
土 地		4,066,410.88 m ²	
建 物		380,259.51 m ²	
動 産		3 個	
物 権		2,208.55 m ²	
基 金		26,272,607,689 千円	
有 価 証 券 ・ 出 資 金 等		1,194,337 千円	
物品取得価格50万円 以上のもの	車 両	317 台	
	そ の 他	617 点	
無 体 財 産 権		3 件	

参考 平成28年度当初予算

○ 一般会計

(単位 千円)

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

歳 入			歳 出			項 目	予算現額	構成割合 %	備 考
項 目	予 算 額	構成割合 %	項 目	予 算 額	構成割合 %				
市 税	16,510,000	32.9	議 会 費	358,190	0.7	消 費 的 経 費	30,548,925	61.0	
地 方 譲 与 税	320,001	0.6	総 務 費	4,328,907	8.6	人 件 費	8,134,863	16.2	
利 子 割 交 付 金	25,000	0.1	民 生 費	18,189,610	36.3	物 件 費	7,964,853	15.9	
配 当 割 交 付 金	150,000	0.3	衛 生 費	4,893,288	9.8	維 持 補 修 費	399,037	0.8	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	160,000	0.3	労 働 費	65,354	0.1	扶 助 費	10,448,431	20.9	
地 方 消 費 税 交 付 金	2,250,000	4.5	農 林 水 産 業 費	1,026,109	2.1	補 助 費 等	3,601,741	7.2	
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	13,000	0.0	商 工 費	426,283	0.9	投 資 的 経 費	6,341,933	12.7	
自 動 車 取 得 税 交 付 金	60,000	0.1	観 光 費	570,879	1.1	普 通 建 設 事 業	6,341,897	12.7	
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	73,000	0.2	土 木 費	5,660,508	11.3	災 害 復 旧 事 業	36	0.0	
地 方 特 例 交 付 金	60,000	0.1	消 防 費	2,481,303	5.0	失 業 対 策 事 業	0	0.0	
地 方 交 付 税	9,910,000	19.8	教 育 費	6,582,962	13.1	そ の 他 の 経 費	13,224,873	26.3	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	19,000	0.0	災 害 復 旧 費	36	0.0	貸 付 金	5,010	0.0	
分 担 金 及 び 負 担 金	996,765	2.0	公 債 費	5,482,300	10.9	公 債 費	5,482,300	10.9	
使 用 料 及 び 手 数 料	380,285	0.8	諸 支 出 金	2	0.0	投 資 及 び 出 資 金	309,500	0.6	
国 庫 支 出 金	6,793,248	13.6	予 備 費	50,000	0.1	積 立 金	115,458	0.2	
県 支 出 金	2,958,249	5.9				繰 出 金	7,262,605	14.5	
財 産 収 入	80,056	0.2				予 備 費	50,000	0.1	
寄 附 金	50,002	0.1				合 計	50,115,731	100.0	
繰 入 金	2,421,427	4.8							
繰 越 金	50,000	0.1							
諸 収 入	656,198	1.3							
市 債	6,179,500	12.3							
合 計	50,115,731	100.0	合 計	50,115,731	100.0				

○ 市税

(単位 千円)

項 目	予算額	構成割合 %	備 考
市 民 税	7,354,000	44.5	
固 定 資 産 税	6,628,953	40.2	
軽 自 動 車 税	313,000	1.9	
市 た ば こ 税	801,047	4.9	
入 湯 税	21,000	0.1	
都 市 計 画 税	1,392,000	8.4	
合 計	16,510,000	100.0	

○ 特別会計

(単位 千円)

会 計 別	予 算 額	備 考
国民健康保険特別会計	15,671,965	
後期高齢者医療特別会計	2,884,987	
介護保険特別会計	12,838,988	
住宅新築資金等貸付事業 特 別 会 計	5,954	
観光交通対策特別会計	503,121	
土地取得特別会計	1,521,847	
合 計	33,426,862	

伊勢市告示第 61 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市労働福祉会館の使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 28 年 4 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した者

伊勢市河崎 1 丁目 4 番 35 号

公益社団法人 伊勢市シルバー人材センター

理事長 中北 隆敏

2 委託期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 62 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、松倉元区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 28 年 4 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	藤 井 初 夫
	伊勢市小俣町宮前 232 番地
変更後	西 出 剛
	伊勢市小俣町宮前 213 番地

伊勢市告示第 63 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
城田団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

平成 28 年 4 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	阿 形 次 基
	伊勢市上地町 450 番地 10
変更後	浅 井 弘 雄
	伊勢市上地町 395 番地 51

伊勢市告示第 64 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、横輪町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 28 年 4 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 西 利 和
	伊勢市横輪町 183 番地 1
変更後	中 西 悦 夫
	伊勢市横輪町 785 番地

伊勢市告示第 65 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、西神田町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 28 年 4 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 鴻 本 秀 明

伊勢市神久 3 丁目 2 番 12 号

変更後 堤 幸 弘

伊勢市神久 4 丁目 1 番 64 号

伊勢市告示第 66 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、伊勢市徳川山町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 28 年 4 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 森 浅 雄

伊勢市二俣 3 丁目 5 番 11 号

変更後 畦 地 義 久

伊勢市二俣 4 丁目 1 番 37 号

伊勢市告示第 67 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 28 年 4 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

高向区

2 規約に定める目的

本会は、良好な地域社会の維持と向上のため、民主的な運営の下に、次の各号に掲げる地域的な協働活動を目的とする。

- (1) 地域の防災、防犯、交通安全等に関すること。
- (2) 美化、清掃等、区域内の環境の整備に関すること。
- (3) 回覧板の配布、文化活動等、住民相互の親睦に関すること。
- (4) 使用する資産の維持管理及び運営に関すること。
- (5) その他、本会の目的に必要な事項に関すること。

3 区域

本会の区域は、大字高向区区域内とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、伊勢市御薊町高向 2589 番地 1 に置く。

5 代表者の氏名及び住所

北川 源吉

伊勢市御薊町高向 2557 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 28 年 4 月 25 日

伊勢市上下水道事業告示第 16 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 28 年 4 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
395	マエダクリーン管工業 有限会社	松阪市高町 120 番地 2	平成 28 年 4 月 14 日

伊勢市上下水道事業告示第 17 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 28 年 4 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
346	有限会社 カワバタ	伊勢市田尻町 146 番地 1	平成 28 年 4 月 6 日
347	株式会社 大健建設	伊勢市宇治浦田 1 丁目 10 番 33 号	平成 28 年 4 月 11 日

伊勢市上下水道事業告示第 18 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 2 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 28 年 4 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
108	大王水道設備	志摩市阿児町甲賀 4027 番地 2	平成 28 年 4 月 20 日
243	ヤブキ建設	伊勢市二見町西 1004 番地 121	平成 28 年 4 月 20 日

伊勢市公告第 44 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 28 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	御菌町王中島	柴	茶	雌	中	91 日 以上	赤色の 首輪

2 抑留した日 平成 28 年 4 月 14 日

3 抑留期限 平成 28 年 4 月 21 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 45 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 28 年 4 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市上下水道事業公告第 1 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号) 附則第 3 項の規定によりなおその例によることとされる合併前の二見町公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 3 年二見町条例第 20 号) 第 5 条、合併前の小俣町下水道事業受益者負担に関する条例(平成 9 年小俣町条例第 17 号) 第 5 条及び合併前の御菌村公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年御菌村条例第 12 号) 第 5 条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成 28 年度賦課対象区域を定めたので公告します。

平成 28 年 4 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

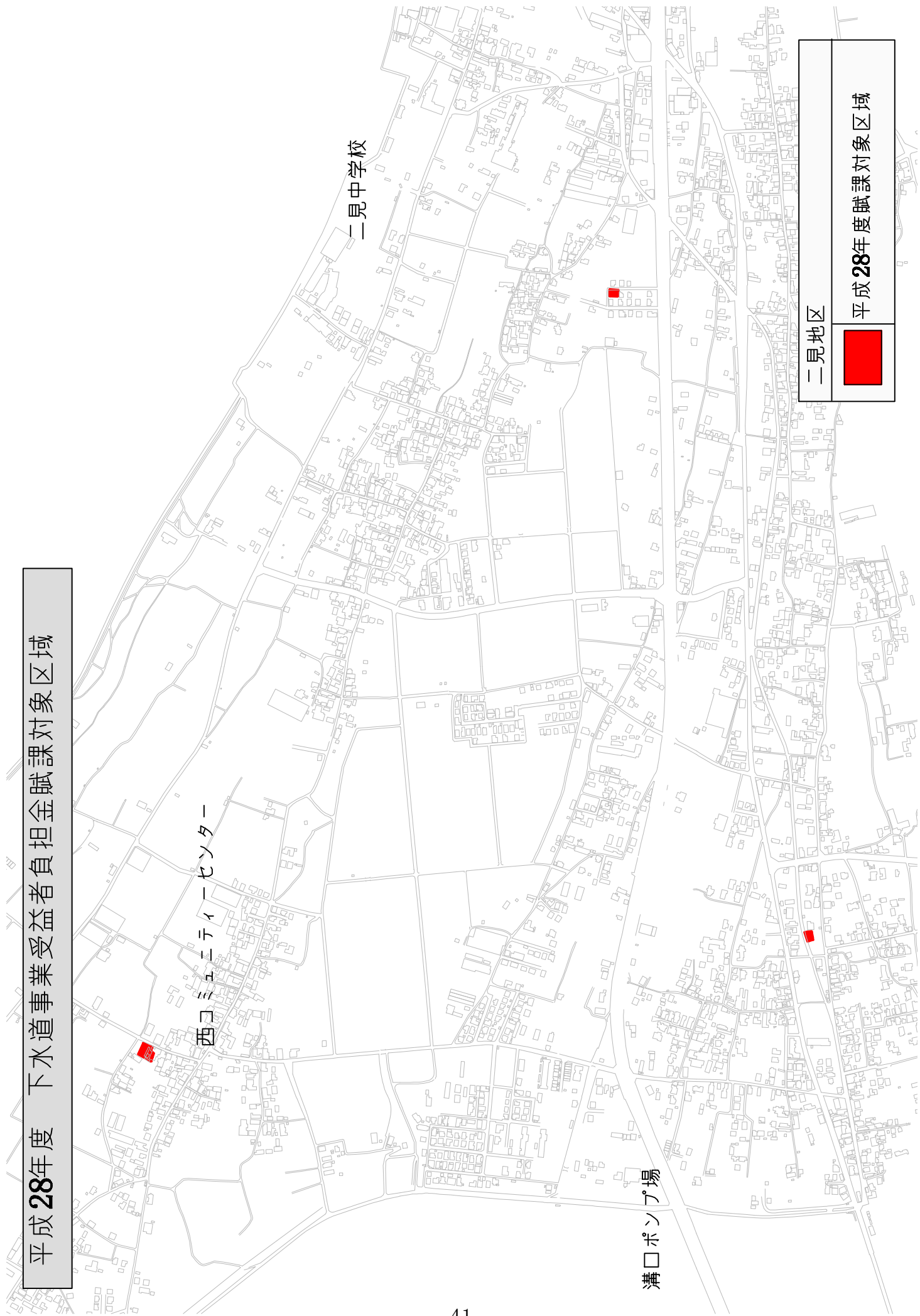
平成 28 年度賦課対象区域

二見町荘、二見町西、二見町溝口の各一部

小俣町明野、小俣町元町、小俣町本町、小俣町相合、小俣町湯田の各一部

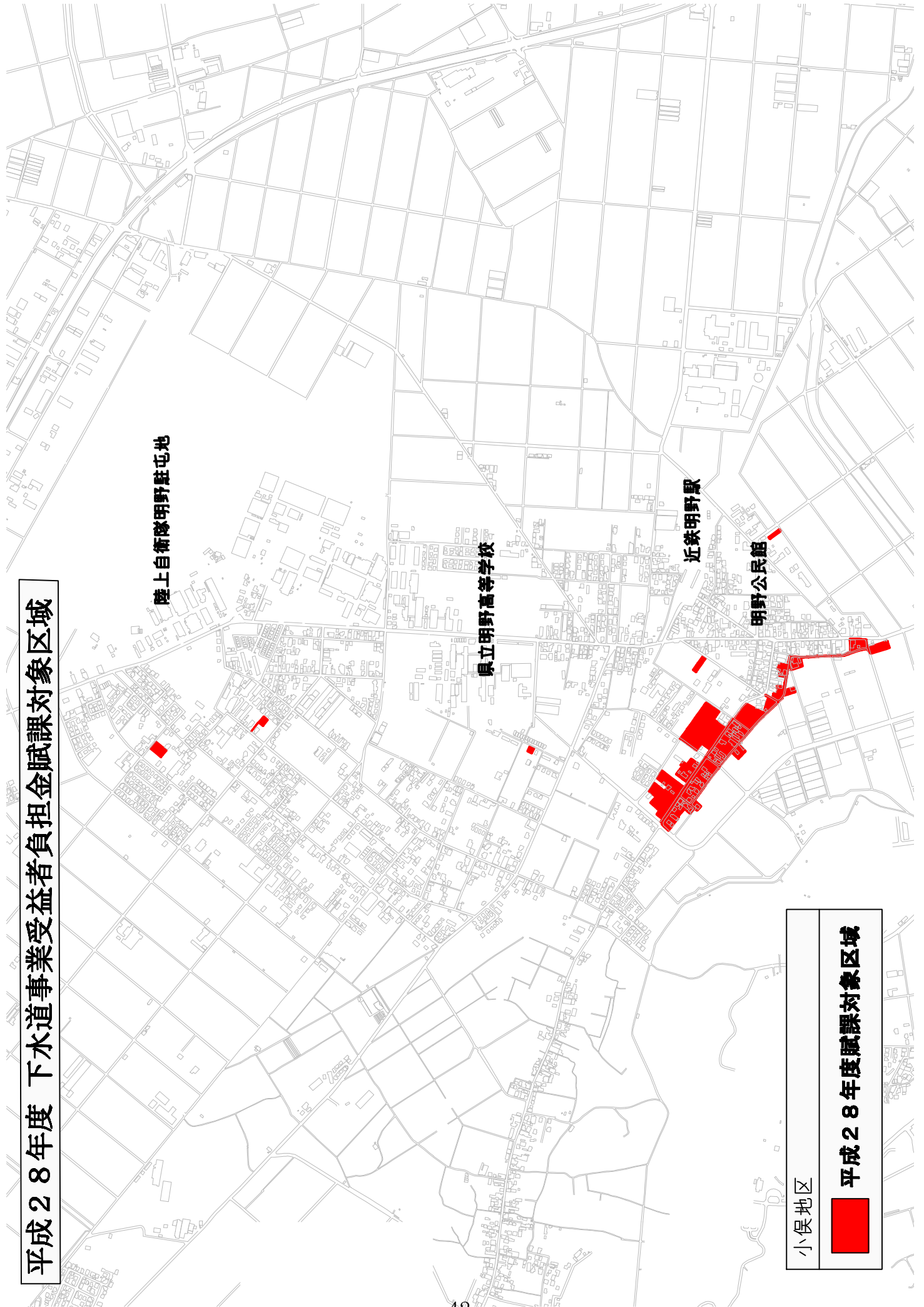
御菌町高向、御菌町長屋、御菌町王中島、御菌町新開、御菌町小林、御菌町上條の各一部

平成28年度 下水道事業受益者負担金賦課対象区域



二見地区
平成28年度賦課対象区域

平成28年度 下水道事業受益者負担金賦課対象区域



陸上自衛隊明野駐屯地

原立明野高等学校

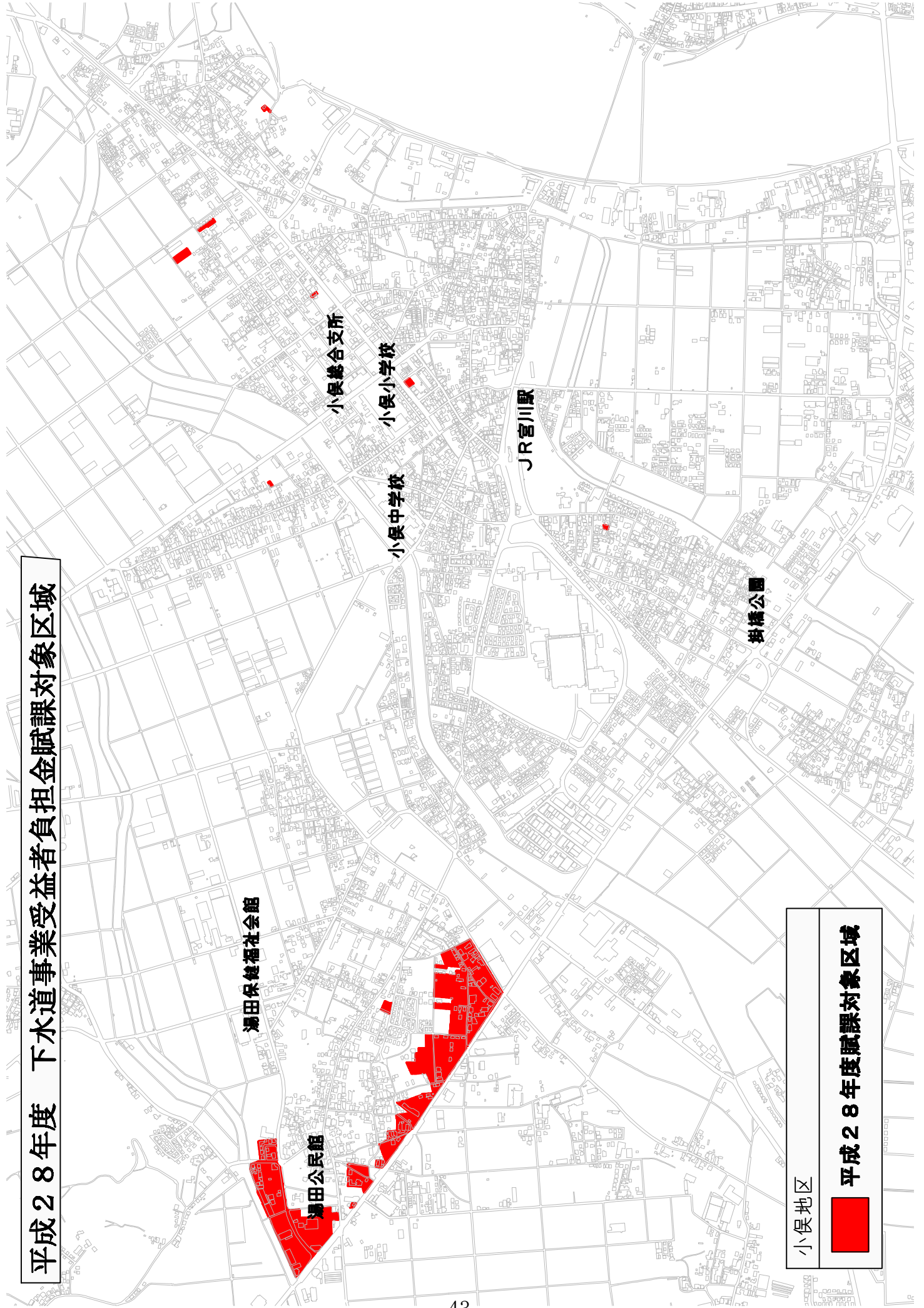
近鉄明野駅

明野公民館

小俣地区

平成28年度賦課対象区域

平成28年度 下水道事業受益者負担金賦課対象区域



小俣地区

平成28年度賦課対象区域

平成28年度 下水道事業受益者負担金賦課対象区域

